

総会（第5回）議事録

1 開催日時 令和7年8月27日（水）14時00分～15時35分

2 開催場所 市コミュニティセンター第3・4会議室

3 出席委員（34名）

○農業委員（17名）

会長 15番 川本 康代

1番 浅井 和巳 2番 城山 正巳 3番 原口かよ子 4番 山口 明美
5番 田川 康浩 6番 渡邊 重徳 7番 一瀬 晃 8番 福田 文夫
10番 朝長 洋市 11番 田添 利弘 12番 開田 陽子 13番 渡邊 和秋
14番 富岡 勝真 16番 山田 武人 17番 岩崎 義秀 18番 児玉 賢治

○農地利用最適化推進委員（17名）

1番 岩崎 照美 2番 松尾 慎二 3番 小野 重幸 4番 小川 國治
6番 富浦 春男 7番 林 敏弘 8番 藤本 雅彦 9番 山浦 弘之
10番 山上 傳 11番 井本 忠之 12番 井川 春彦 13番 久保 和幸
14番 瀬戸口裕子 15番 森 良広 16番 野田 善則 17番 山本 治義
19番 山口 周次

4 欠席委員（4名）

○農業委員（2名）

9番 川副 博司 19番 梶原 茂

○農地利用最適化推進委員（2名）

5番 笠寺 幸雄 18番 小川 良一

5 議 題 別紙、総会議案目録のとおり

6 事務局 局長 長石 弘顕

課長補佐 坂上 正信、前田 哲弘

職員 梶原 良太、高柳 佳祐、小佐々 朋世

1 開会

○事務局

ただいまから「令和7年度第5回農業委員会定例総会」を開会いたします。

それでは、総会の開会にあたり、川本康代農業委員会会長がご挨拶申し上げます。

2 会長挨拶

○会長

<会長挨拶>

3 総会成立の報告

○議長

それでは、総会の定足数について、事務局より報告をお願いします。

○事務局

出席委員は、定足数に達しております。

本日の欠席委員は、9番川副博司農業委員、19番梶原茂農業委員、5番笠寺幸雄推進委員、18番小川良一推進委員から欠席の届けがあります。

4 議事録署名人指名

○議長

次に、本日の議事録署名人を、8番福田文夫農業委員、11番田添利弘農業委員にお願いします。

5 議事

○議長

それでは、お手元の議案書を基に、議案の審議に入ります。なお、議事の円滑な進行にご協力をお願いします。議案書をお開きください。

1ページ。報告第1号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番鈴田から2ページ7番鈴田までの解約理由は、全て合意解約となっています。

今回の解約は、第6号議案及び第7号議案での中間管理事業への集積のため、現在契約期間中の農地法3条の貸借契約、農業経営基盤強促進法による賃貸借による利用権設定を解約するためのものです。

1番鈴田、陰平町の農地、地目田及び畑、合計面積15,929㎡です。契約者は、記載のとおりです。

本件は、12ページの促進計画1番と29ページの89番に関連があります。

2番鈴田、小川内町の農地、地目及び現況畑、合計面積320㎡です。契約者は、記載のとおりです。本件は、12ページの促進計画2番に関連があります。

3番鈴田、陰平町の農地、地目田、面積1,221㎡です。契約者は、記載のとおりです。本件は、15ページの促進計画11番に関連があります。

2ページ。

4番鈴田、陰平町の農地、地目田、面積1,798㎡です。契約者は、記載のとおりです。本件は、19ページの促進計画31番に関連があります。

5番鈴田、陰平町の農地、地目田、面積1,614㎡です。契約者は、記載のとおりです。本件は、19ページの促進計画33番に関連があります。

6番鈴田、陰平町の農地、地目田、面積5,206㎡です。契約者は、記載のとおりです。本件は、25ページの促進計画67番に関連があります。

7番鈴田、陰平町の農地、地目田、面積3,387㎡です。契約者は、記載のとおりで

す。本件は、26ページの促進計画72番と関連があります。
以上です。

○議長

報告第1号について、ご質問等ありませんか。
<質疑なし>

○議長

報告第1号を終わります。
次に、3ページ。報告第2号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番鈴田、小川内町の農地、地目畑、合計面積320㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、12ページの促進計画2番と関連があります。

2番鈴田、中里町の農地、地目及び現況畑、合計面積4,377㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。
以上です。

○議長

それでは、報告第2号について、ご意見等ありませんか。
<質疑>

○議長

報告第2号を終わります。
4ページ。第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番鈴田、平町の農地、地目畑、合計面積2,511㎡。譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人が新規就農して営農するために売買により取得するものです。譲受人の父は農業経験者で、共同で農業を営まれる計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農振内農用地外の農地です。

○議長

それでは、1番について、鈴田地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○鈴田地区委員

この土地の正面の所に2、3か月前に農転許可が出たのですが、今回の譲受人が宅地を取得されて着工されています。譲受人の父は暇があられるので、野菜を作るといことです。草払い等をよろしくお願ひしますと言われて、私がお手伝いするので、荒らしたりしない。ただ、一部荒れています。家の上の平らな所だけ作るそうですけど、他の所も管理は最低でもやっけていくと。みかんがある所に、じゃがいもを作る予定だそうです。審議をよろしくお願ひします。

○議長

1番鈴田について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑>

○議長

それでは、お諮りします。

1番鈴田について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、1番鈴田は許可することとします。

次に、5ページ。第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」の審議に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番大村、久原2丁目の農地、地目畑、合計面積748.41㎡、申請者は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は、売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地2区画、セットバック道路等を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高2.2m、擁壁を設けるとしてあります。盛土許可申請は、手続済である事を確認しています。雨水排水は、計画地内周囲に水路を設け、西側の市道側溝へ放流。汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接する農地は、譲渡人の農地が北側と東西の3方にあります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、1番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○大村地区委員

ここは、以前お母さんがみかんを長く作ってこられたが、病気のため、今年は1回程度草刈りをされている状態です。今回の申請につきまして、北側と東側、西側は譲渡人の土地で南側は市道となっていて、何ら問題ないと見てまいりました。みなさまのご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

1番大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番大村は、許可相当とします。

続いて、2番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

久原2丁目の農地、地目田、現況畑、面積234㎡。申請者は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は、売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地1区画を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土最高1.75m、盛土なし、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、北側の道路側溝へ放流。汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接する農地は、ありません。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、2番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○大村地区委員

事務局からの説明のとおりです。周りはほとんど宅地で、雨水排水も何ら問題はなく、農地もありません。問題ないと思っております。みなさんのご審議をお願いいたします。

○議長

2番大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番大村は、許可相当とします。

続いて、3番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

水計町の農地、地目畑、面積335㎡。併用地である、使用貸人所有の宅地を含む全体面積は、497.78㎡。申請人は、記載のとおりです。契約は、使用貸借権の設定です。

本件は、使用借人が、自己住宅木造平屋建を建築する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.74m、市道側からの自動車出入口はコンクリート舗装、土留め工事を施すので土砂の流失の恐れはないとしています。雨水排水は、自然流下で西側市道側溝へ放流。汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地が、北側と南側にあります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、3番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○大村地区委員

水計のこの土地は、以前は使用貸人が住まわれていたのですが、高速道路建設のために移転をされてその残地になっています。一部宅地がありますが、高速道路で寸断されて移転をされています。その残地で隣接する畑がありますが、使用貸人の土地ですので何ら問題ありません。宅地にして住宅を建てられる時は、汚水排水も何ら問題ないと見てまいりました。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長

3番大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

3番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、3番大村は、許可相当とします。

続いて、4番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

協和町の農地、地目畑、面積939㎡。併用地である、賃借人所有の雑種地、用悪水路の一部を含む全体面積は、1,848.80㎡。申請人は、記載のとおりです。契約は、賃貸借権の設定です。

本件は、賃借人が経営する隣接地の事業用地の拡張のため、店舗用木造平屋建1棟、カーポート2棟、駐車場14台を計画しています。既存の事業地との間は、市が管理する雨水排水路（用悪水路）があります。隣地との往来のため、グレーチングを設置する計画について、市上下水道局と協議を終えています。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.09m、防護柵を設けるとしています。雨水排水は、西側の市道側溝へ放流、汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地は、ありません。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、4番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○西大村地区委員

24日の日に地区の委員で現場を確認してまいりました。今までキャベツやブロッコリを作付けされてきた所ですが、周辺は3方が道に囲まれていて、一方が賃借人の既存事業所側の排水溝ということで、特別問題はないのではないかということで確認をしてまいりました。みなさんのご審議をお願いします。

○議長

4番西大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑>

○議長

それでは、お諮りします。

4番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、4番西大村は、許可相当とします。

続いて、5番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

上諏訪町の農地、地目畑、面積1,069㎡。併用地である、譲渡人所有の山林、市所有の公衆用道路の一部、里道を含む全体面積は、1,651.05㎡。申請人は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は、売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地5区画、道路等を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土1.1mから1.7m。盛土最高1.9m、擁壁を設けるとしています。盛土許可申請は、手続済である事を確認しています。雨水排水は、開発道路に水路を設け、東側の道路側溝へ放流、汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地は、ありません。

資金については、融資予定証明書を確認しています。

○議長

それでは、5番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○西大村地区委員

申請地の周りはほとんど建物が建っております。この土地は、何年もずっと荒れた状態でした。今回、このように宅地になるということで、問題はないと見てまいりました。よろしくお願ひいたします。

○議長

5番西大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

5番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、5番西大村は、許可相当とします。

続いて、6番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

黒丸町の農地、地目田、合計面積5,336㎡。申請人は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は、売買です。

本件は、譲受人が、分譲宅地17区画、開発公園、道路等を造成する計画です。盛土規制法による宅地造成等工事規制区域内の1mを超える盛土となりますが、開発許可申請によるみなし許可となるため、盛土許可申請は不要となります。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土0.3mから1.2m、擁壁を設けるとしています。雨水排水は、開発道路に水路を設け、開発地内を流れる用水路へ放流。水利組合2組合長から同意書が提出されています。汚水、生活雑排水は西側、南側の市道に布設の公共下水道に接続するとしています。隣接する農地は、ありません。

資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、6番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

24日に、竹松地区の農業委員と推進委員で確認をしております。隣接する農地も現在のところございませんし、水路につきましては、ただいま説明がありましたように、水利組合の代表者の方から承諾書が出ているということでございますので、何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議よろしくお願いいいたします。

○議長

6番竹松について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

6番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、6番竹松は、許可相当とします。

7番竹松を議題とします。ここで、お諮りします。7番竹松は、9ページの第3号議案1番竹松と関連がありますので、一括して審議することに、ご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、7番竹松、第3号議案1番竹松は、一括して審議することとします。それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局

まず、9ページからご説明します。

第3号議案1番竹松、大川田町の農地、地目畑、面積167㎡。併用地である宅地を含む全体面積は、292.74㎡。申請者は記載のとおりです。

本件は、当初転用者が昭和46年5月に転用許可を受け、自己住宅を建築する計画でしたが、造成費用が高額となり断念されたため、継承者が自己住宅を建築する計画変更承認申請です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

8ページをお願いします。7番竹松、申請地、申請者は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が自己住宅木造2階建てを建築する計画です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.3m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、計画地内に浸透枡を設置。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接する農地が、東側にあります。

資金については、住宅融資仮審査の結果通知を確認しています。

○議長

それでは、7番及び第3号議案1番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

申請地の農地につきましては、家庭菜園になるということですので、盛土も30センチぐらいで、そう高くないということで、上の畑に水が溜まるということはないと思います。周辺は宅地でございますので、周辺には何ら問題ないと思っております。ご審議をお願いします。

○議長

7番竹松及び第3号議案1番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

7番竹松及び第3号議案1番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、7番竹松は許可相当とし、第3号議案1番竹松は、承認相当とします。

続いて、8番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

皆同町の農地、地目田、面積1,326㎡。申請人は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、譲受人が市公園用地に土地を売却したため、新たに資材置場を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高1.25m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、自然流下で東側の市道側溝へ放流、汚水生活雑排水は発生しません。隣接する農地は、ありません。

資金については、市土地開発公社の補償額提示書を確認しています。

○議長

それでは、8番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○福重地区委員

事務局から説明があったように、周りに農地がありませんので、何ら問題ないと判断しております。みなさんのご審議をよろしくお願いいたします。

○議長

8番福重について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

8番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、8番福重は、許可相当とします。

次に、10ページ第4号議案の「違反転用について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番福重、草場町の農地、地目畑、合計面積615㎡。土地所有者及び違反転用者は、記載のとおりです。

本件は、先月から継続して審議をお願いするものです。先月の総会においては、こういった事案には厳格に対応し、簡単に追認を認めるべきではないこと。

また、現地調査を行った際に隣地住民の方から、現状の違反転用の工事後から、降雨の際に住民宅敷地の法面から雨水がしみ出しており被害があるので、現状復旧を求められたとの報告があることから農業委員会として結論を出す段階でないとの判断から、違反転用を行った施工者から是正計画書及び図面の提出を求め再度審議することに決定されたものです。

つきまして、議案の経過欄の最後に記載したとおり、8月7日に両者の協議が行われ、事務局に是正計画書が18日に提出されたものです。

タブレットをご覧ください。今回提出された是正計画書です。項目3番目のとおり、現状復旧は、隣地斜面からの土砂流失の恐れがあり難しいこと。撤去後、転用申請を行い再施工を行うには費用負担が大きいことから追認を求められています。

今回、是正計画として隣地所有者と協議を8月7日に行い、転用許可後には現在の側溝を西側敷地境界まで延長すること。また、当該工事で隣地への浸水が防止できない場合には隣地境界に高さ20センチメートルの擁壁を新設することで当事者間で確認をされています。

図面をご覧ください。図面上の青い線が側溝の延長部分です。矢印が雨水の勾配方向を示しています。

オレンジ色は、擁壁の施工計画で側溝の延長で是正出来なかった場合は、施工者負担で追加工事を行う計画です。

議案にお戻りください。議案の右の欄。以上のことから、本事案に関する農業委員会の意見として「追認許可相当と判断する」ことについて、審議をお願いするものです。

○議長

それでは、1番について、補足がありましたら福重地区農業委員・推進委員をお願いします。

○福重地区委員

昨日現地確認をした際に、隣地の宅地の方とお会いしてお話をしてきました。「今、こういう状況になっています。納得されてるんですか、この内容で」と確認をしました。8月7

日に、「第一段階としては、水路を延長して、道路をしっかり叩く。今、土が締まってないから下から水が出てきているから、叩いて水路を作り、反対側に水が流れるようにする」ということを約束したそうです。そして、「叩いて締めた後も水が出てくる時は、現地所有者の擁壁の下から水が浸み出ているということだから、20センチだけで良いので擁壁を作ってもらおう」と。原状復旧するとかえって困る状況になってますので、早くここを進めてもらいたいというお話でした。草がものすごく生えてますので、業者には除草作業をお願いしたいと思います。以上です。

○議長

1 番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。

○委員

土を叩いたりして、それでもまた水が出る場合はどうするでしょうか。

○福重地区委員

第一段階として道をしっかり叩いて水の流れを調節するというのと、その後擁壁を作っても直らない場合は、当事者間でしっかり協議をするという話になってます。

○議長

それでは、お諮りします。

1 番福重について、追認許可相当とすることにご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

1 番福重については「追認許可相当と判断する」ことに決定します。

○事務局

補足説明します。本日の「追認許可相当と判断」ということで、転用がすぐできるというものではありません。この違反結果を県に報告しておりますので、追認して良いよと報告していた県が改めて転用を許すという書面がまたまいりますので、それが出た時点で、また改めて違反転用者から転用申請を、この総会でお諮りいただくこととなりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

○議長

次に、11ページ。第5号議案「非農地通知申出書による非農地通知の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番三浦、西部町の農地、地目畑、合計面積3,956㎡、申出人及び利用者は、記載のとおりです。申出書によると、現地は自然荒廃により山林になっているとしています。場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農振内農用地の農地です。

○議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○三浦地区委員

25日の日に4人で現地を確認しました。今タブレットの方に出ておりますが、この状態で、25年前には耕作をされていたみたいですが、その後耕作をされていない状況で現在に至っていて森林化が進んだ状況になっていますので、現状では再生困難と見てまいりました。みなさまのご審議をお願いいたします。

○議長

1番三浦について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番三浦は、非農地と判断し、これを通知することとします。

次に、12ページから31ページまでの第6号議案、及び第7号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件」の中で、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定による議事参与の制限に該当する委員がおられますが、本議案の円滑な審議のため、引き続き出席することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、該当する委員の出席を認めます。なお、該当する議案については議長が求める場合を除いて、発言はお控え願います。

それでは、12ページ。第6号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

促進計画は貸付申込者と借入申込者と農地中間管理事業の公益財団法人長崎県農業振興公社の原則3者契約となります。

本議案は、6件の集積配分計画となります。時間の都合上、新規分のみのご説明とします。

1番鈴田、利用権を設定する農地は、陰平町の農地、合計面積11,496㎡。借入申込者は、水稻、いちご苗、ばれいしょを計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

13ページ。5番竹松、利用権を設定する農地は、黒丸町の農地、面積1,391㎡。借入申込者は、キャベツを計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

本件の8月の促進計画面積は合計欄に記載のとおりです。

以上、当該議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしているものと考えられます。

○議長

それでは、第6号議案について、ご質問等ありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

第6号議案について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第6号議案は計画のとおり要請することとします。

続いて、第7号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件（陰平地区集積）」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

本件は、令和7年度重点推進地区となりました、「下鈴田土地改良組合」の集積議案となります。今回の集積には、鈴田地区及び三浦地区の委員による推進の成果となります。

本議案は、99件の集積配分計画で全て新規契約となります。

集積配分、設定する利用権の内容は、14ページから31ページの各項目のとおりとなります。

31ページの合計欄をお願いします。全173筆で合計面積285,041.21㎡。既に集積された農地は、17,318㎡あり、合計302,359.21㎡となりました。下鈴田土地改良組合は、集積目標31.3ヘクタールに対して、約97パーセントの集積結果となります。

以上、当該議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしているものと考えられます。

○議長

それでは、第7号議案について、ご質問等ありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

第7号議案について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第7号議案は計画のとおり要請することとします。

次に、32ページ。報告第3号「納税猶予に係る特例農地等利用状況確認報告書について（相続税）」を、事務局から説明をお願いします。

○事務局

本件は、相続税猶予開始から20年経過するものについて、税務署から特例農地の利用状況確認依頼がなされたものです。

依頼のあった当該報告書について、記載の確認事項を事務局及び地元委員による農業経営状況について確認した結果、1番竹松の相続人は、適格に農業経営を行っている判断されましたので、農業委員会会長専決にて、記載の報告日付で税務署に提出したことを報告します。

○議長

それでは、報告第3号について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

報告第3号を終わります。

以上をもちまして、本日の議事を終了します。